

キャッシュ・フロー計算書の表示方法についての一考察

古山 徹（日経メディアマーケティング）

キャッシュ・フロー計算書は、2001年3月期から基本財務諸表として開示が義務付けられた書類である。キャッシュ・フロー計算書の作成方法としては、間接法と直接法の2つが認められており、作成する企業はどちらの方法でも作成することができる。しかし、わが国の実態をみると、ほぼ100%の企業が間接法によりキャッシュ・フロー計算書を作成しており、直接法によりキャッシュ・フロー計算書を作成している企業は数えるほどしかない。これは、直接法のキャッシュ・フロー計算書が従来から用いられている財務諸表の作成プロセスにより作成することができないため、直接法のキャッシュ・フロー計算書を作成するためにはコストと手間が余分かかるためと説明されている。

直接法で作成されたキャッシュ・フロー計算書の方が売上収入や仕入代支出が総額で示されていることから売上高や仕入高と直接対比することができ、間接法で作成されたキャッシュ・フロー計算書よりも、利用者が理解しやすく、かつ多くの情報を含んでいると多くの論者が指摘している。他方、間接法のキャッシュ・フロー計算書は、貸借対照表や損益計算書の項目を使って示されていることから、売上収入や仕入代支出といったキャッシュ・フロー計算書特有の項目だけからなる直接法のキャッシュ・フロー計算書に比べて貸借対照表や損益計算書といった他の財務諸表との関連性を見るのには適していると言われている。国際会計基準は、キャッシュ・フロー計算書を直接法により作成し、間接法のキャッシュ・フロー計算書に相当する調整表を添付することを要求している。すなわち、キャッシュ・フロー計算書に対して、できるだけ相殺することなく示された総額の収入や支出を示すこと、貸借対照表や損益計算書との関連が明確に認識できることの二つを期待していることになる。

キャッシュ・フロー計算書を直接法で作成し、調整表を添付することで二つの期待に近づくことができると考えることもできる。しかしながら、実務指針に示されている「消費税及び地方消費税に係るキャッシュ・フロー」と「相殺取引」という2つの点が、期待の実現にとって小さからぬ障害になると考えられる。すなわち、消費税を全面的に含む場合や部分的に含む場合に調整表を用いて、直接法のキャッシュ・フロー計算書と損益計算書や貸借対照表の関係をみる上で障害になるのではないかと、また相殺取引の計上方法によっては直接法のキャッシュ・フロー計算書を用いて将来のキャッシュ・フローや収益を予測する場合に障害になるのではないかと、といった点である。本報告では、このような点について、概念的に確認するとともに具体的な数値を用いて問題なる点を示し、キャッシュ・フロー計算における直接法と間接法の議論に追加すべきと思われる点を示してみたい。